

## 大阪府北部を震源とする地震義援金募集委員会設置要綱

### 1. 目的

この要綱は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による被災者に対する大阪府に寄託された義援金の募集及び公正かつ適正な配分を行うため、「大阪府北部を震源とする地震災害義援金募集委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

### 2. 構成

(1) 次の団体により構成する。

大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会、(社福)朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所、(社福)産経新聞厚生文化事業団、(公財)毎日新聞大阪社会事業団、(社福)読売光と愛の事業団大阪支部、(社福)NHK厚生文化事業団近畿支局、大阪府社会福祉協議会、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部

(2) 委員会が必要と認めるときは、構成団体を追加するものとする。

### 3. 会長

(1) 委員会に、会長を置く。

(2) 会長は、副知事をもってあてる。

(3) 会長は、委員会を招集するとともに、委員会を統括する。

また会長が、委員会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより決議することができる。

### 4. 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 義援金の募集方法、募集期間及び広報の方法に関する事項
- (2) 義援金の適正な配分に関する事項
- (3) 義援金の適切な用途に関する事項
- (4) その他義援金に関する必要な事項

### 5. 事務局

委員会の事務を処理するため、大阪府福祉部福祉総務課に事務局を置く。

### 6. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。